

中山間地域等直接支払制度に 係る最終評価について

神奈川県最終評価書(案)

最終評価とは？

○目的

①中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価すること。

②次期対策について、市町がどのような考えのもとに取り組むのか把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映すること。

集落

[フォローアップ状況一覧]

市町村

[市町村フォローアップ結果]
[アンケート調査票]

県

【都道府県最終評価書】

[都府県フォローアップ結果]
[アンケート調査結果]

市町が記入、集計

県が集計

本日は都道府県最終評価書について検討・評価をお願いいたします。

目次

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 本県における第5期対策の取組
2. 制度の実施状況の概要（R4年度）

II 中間年評価書（抜粋）

○県最終評価書

Ⅲ 都道府県フォローアップ結果

- ★1. 集落マスタープランに係る活動
- 2. 農業生産活動として取り組むべき事項
- ★3. 集落戦略の作成状況
- ★4. 加算措置の目標の達成状況

IV アンケート調査結果

- ★ ・今後の県の取組方針（案）
- ★ ・次期対策に対する県の要望（案）

★ は委員会からご意見を頂く項目になります。

本日は県最終評価書の「Ⅲ都道府県フォローアップ結果」のうち、中間年評価で「△」と評価された項目及び「IVアンケート調査結果」を踏まえた県の取組方針（案）や県からの要望（案）についてご意見等をお願いいたします。

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 本県における第5期対策の取組

○集落協定の県内分布図（第5期対策）



集落協定一覧

| | |
|------|------------|
| 小田原市 | ① 久野 |
| 小計 | 1 集落 |
| 南足柄市 | ② 内川せき棚田の会 |
| 小計 | 1 集落 |
| 大井町 | ③ 大井町高尾 |
| 小計 | 1 集落 |
| 松田町 | ④ 中央集落 |
| 小計 | 1 集落 |
| 山北町 | ⑤ 川西平山 |
| | ⑥ 透間 |
| | ⑦ 向山 |
| | ⑧ 日向 |
| 小計 | 4 集落 |
| 計 | 8 集落 |

○集落協定の状況

- ・第5期対策の協定数は、8協定（松田町中央集落協定（下表の④）は令和3年度から取組開始）
- ・第4期対策で取り組んでいた2協定（下表の⑨、⑩）は第5期対策への取組継続を断念（今後5年間取組継続するのが困難であるのが主な理由）

| 市町村 | 集落協定名 | 第4期 | 第5期 | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|------------|--------------|-------------|-----------|-------------|---------------------|
| | | R 1 | R 2 | R 3・4 | R 5 | | | | | | | 交付金額 (円) | 協定参加 農業者数 (人) |
| | | 協定面積 (㎡) | 協定面積 (㎡) | 協定面積 (㎡) | 協定面積 (㎡) | | | 体制整備 単価 | | | | | |
| | | | | | 計 | 田 | 畑 | | 集落機能 強化加算 | 生産性向 上加算 | | | |
| ① 小田原市 | 久野南舟原 | 12,546 | 12,546 | 12,546 | 12,546 | 12,546 | 0 | ○ | 12,546 | 12,546 | 326,196 | 3 | |
| ② 南足柄市 | 内山 | 45,679 | 75,536 | 153,193 | 152,668 | 152,668 | | | | | 977,075 | 62 | |
| ③ 大井町 | 高尾 | 86,266 | 80,684 | 80,684 | 80,684 | 5,976 | 74,708 | | | | 247,428 | 11 | |
| ④ 松田町 | 中央集落 | 84,698 | 0 | 75,200 | 75,200 | 0 | 75,200 | ○ | | | 263,200 | 26 | |
| ⑤ 山北町 | 川西平山 | 21,443 | 18,985 | 18,985 | 18,985 | 7,578 | 11,407 | | | | 153,443 | 10 | |
| ⑥ 山北町 | 透間 | 24,461 | 21,484 | 21,484 | 21,484 | 4,772 | 16,712 | ○ | | | 188,000 | 11 | |
| ⑦ 山北町 | 向山 | 32,001 | 30,435 | 30,435 | 30,435 | 0 | 30,435 | | | | 280,002 | 15 | |
| ⑧ 山北町 | 日向 | 53,530 | 40,516 | 40,516 | 40,516 | 21,218 | 19,298 | | | | 309,841 | 17 | |
| ⑨ 山北町 | 峰 | 38,304 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | |
| ⑩ 山北町 | 大久保 | 17,022 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | |
| 計 | | 415,950 | 280,186 | 433,043 | 432,518 | 204,758 | 227,760 | | 12,546 | 12,546 | 2,745,185 | 155 | |

2 制度の実施状況の概要（R4年度）

(1)市町村数

| 都道府県 | 市町村数 | 交付市町村数 |
|-------------|-----------|----------|
| 全国 | 1,718 | 998 |
| 関東 | 432 | 171 |
| 神奈川県 | 33 | 5 |

2 制度の実施状況の概要 (R4年度)

(2)協定数

| 都府県名 | 全協定 計 | 集落協定 | | 個別協定 | | | |
|-------------|----------|----------|------------|------------------|----------|------------|------------------|
| | | 小計 | 基礎単価 適用 | 体制整備 単価 適用 | 小計 | 基礎単価 適用 | 体制整備 単価 適用 |
| 全国 | 24,312 | 23,716 | 5,467 | 18,249 | 596 | 92 | 504 |
| 関東 | 2,070 | 2,040 | 674 | 1,366 | 30 | 2 | 28 |
| 神奈川県 | 8 | 8 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 |

単価の種類

基礎単価：農業生産活動等を継続するための活動（農業生産活動等、多面的機能を増進する活動）を実施する場合の単価で、体制整備単価に0.8を乗じた額。
「**8割単価**」と呼ばれる。

体制整備単価：農業生産活動等を継続するための活動（農業生産活動等、多面的機能を増進する活動）に加え、体制整備のための前向きな活動（集落戦略の作成）を実施する場合の単価で、「**10割単価**」と呼ばれる。

協定の種類

集落協定：対象農用地において、農業生産活動を行う農業者の間で役割分担、農業生産活動として取り組むべき事項などを規定。

個別協定：認定農業者、第3セクター、特定農業法人、農協、生産組織等が農作業受託などにより、耕作放棄される農用地を引き受けて行う農業生産活動を規定。

2 制度の実施状況の概要（R4年度）

(3) 交付面積

(単位：ha)

| 都府県名 | 全協定 | 集落協定 | | | 個別協定 | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | 計 | 小計 | 基礎単価 | 体制整備単価 | 小計 | 基礎単価 | 体制整備単価 |
| 全国 | 602,091 | 595,080 | 47,942 | 547,138 | 7,010 | 645 | 6,365 |
| 関東 | 20,285 | 19,747 | 4,286 | 15,461 | 538 | 37 | 501 |
| 神奈川県 | 43 | 43 | 32 | 11 | 0 | 0 | 0 |

| 都道府県 | 計 | 田 | | | | 畑 | | | | 草地 | 採草放牧地 |
|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | 計 | 急傾斜 | 緩傾斜 | その他 | 計 | 急傾斜 | 緩傾斜 | その他 | | |
| 全国 | 602,091 | 307,247 | 141,649 | 159,667 | 5,931 | 49,698 | 29,014 | 15,209 | 5,475 | 231,714 | 13,432 |
| 関東 | 20,250 | 16,826 | 11,057 | 5,604 | 165 | 2,989 | 1,766 | 1,188 | 35 | 111 | 324 |
| 神奈川県 | 43 | 21 | 2 | 19 | 0 | 22 | 6 | 16 | 0 | 0 | 0 |

2 制度の実施状況の概要（R4年度）

(4) 交付金額

(単位：百万円)

| | 計 | 集落協定 | 個別協定 |
|------|--------|--------|------|
| 全国 | 52,981 | 52,366 | 615 |
| 神奈川県 | 2.69 | 2.69 | 0 |

2 制度の実施状況の概要（R4年度）

(5)協定の概要

| | 1 協定当たりの平均 | | | 参加者 1 人当 たり交付金額 (万円) | 実施 1 市町村当たりの平均 | | |
|-------------|-------------|--------------|--------------|----------------------------|----------------|--------------|--------------|
| | 参加者数 | 交付面積 (ha) | 交付金額 (万円) | | 協定数 | 交付面積 (ha) | 交付金額 (万円) |
| 全国 | 21 | 25 | 221 | 10.4 | 24 | 600 | 5,279 |
| 基礎単価 | 16 | 9 | 91 | 5.8 | 11 | 97 | 1,010 |
| 体制整備単価 | 23 | 31 | 261 | 11.5 | 20 | 606 | 5,171 |
| 神奈川県 | 19.8 | 5.4 | 34.4 | 1.7 | 1.6 | 8.7 | 55.0 |

Ⅱ 中間年評価結果（抜粋）

1. 評価項目に対する都道府県の評価

| 評価項目 | 市町による評価結果（協定数） | | | |
|---------------------------------|----------------|---|------------|----|
| | ◎ | ○ | △ | × |
| ア 集落マスタープランに係る活動 | 1 | 6 | 1 | |
| イ 農業生産活動等として取り組むべき事項 | | | | |
| a 耕作放棄の防止等の活動 | 1 | 7 | | |
| b 水路・農道等の管理 | 1 | 7 | | |
| c 多面的機能を増進する活動 | 1 | 7 | | |
| ウ 集落戦略の作成 | | | | |
| a 集落戦略の作成見込み | | 2 | 1 | |
| b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況 | | 3 | | |
| エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み | | | | |
| a 棚田地域振興活動加算 | | | | |
| b 超急傾斜農地保全管理加算 | | | 1 | |
| c 集落協定広域化加算 | | | | |
| d 集落機能強化加算 | | 1 | | |
| e 生産性向上加算 | | 1 | | |
| オ 全体評価 ※優～不可の数は◎～×の数の合計ではありません。 | 優 | 良 | 可 | 不可 |
| | 7 (88%) | | 1 (13%) | |

1. 評価項目に対する都道府県の評価

1 について県の総合的な所見

県

全 8 協定のうち 7 協定において第 5 期対策の最終年まで取組が継続する見込がある。全 8 協定のうち 1 協定では超急傾斜農地保全管理加算の目標達成が困難となっているが、3 協定では集落戦略の作成が見込まれ、その他の協定でも第 5 期対策の最終年まで継続する見込がある。本制度に取り組んだことにより、多くの市町で荒廃農地の発生防止効果があったと考えられる。

1. 評価項目に対する都道府県の評価

1 について第三者委員会の意見

委員会

「可」と評価された 1 協定は協定の認定時と比較すると人手不足や高齢化が起きていると考えられるが、「優」と評価された 7 協定も含め、最終年まで活動継続が期待される。
また、本制度に取り組んだことによる荒廃農地の発生防止等の事業効果があったと認められる。

○最終評価書

Ⅲ 道府県フォローアップ結果（集落協定）

★1. 集落マスタープランに係る活動

（参考）

中間年評価での「集落マスタープランに係る活動」に対する市町による評価

| 評価項目 | 市町による評価結果（協定数） | | | |
|------------------|----------------|---|---|---|
| | ◎ | ○ | △ | × |
| ア 集落マスタープランに係る活動 | 1 | 6 | 1 | |

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる

○：最終年においても活動の実施が見込まれる

△：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる

×：最終年においても活動の実施が困難

集落マスタープランに係る県内の活動事例

- ・農業生産条件の強化
- ・担い手への農地集積
- ・地場産農産物等の加工・販売
- ・共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
- ・その他（多様な担い手の確保（学校等の農業体験の受け入れ））

中間年評価時点での市町村による集落への指導助言の内容（市町回答）

| | 評価項目 | 評価 | 指導・助言の内容 |
|----|----------------|----|---|
| 回答 | 集落マスタープランに係る活動 | △ | 目標としていた茶工場の運営が終了してしまったため、新たな目標の設定に向け指導・助言を行う。 |



| 中間年評価における市町村の評価結果 | | 最終評価における改善状況（市町回答） | | | |
|-------------------|---|--------------------|-----------|-----------|------|
| | | ①改善済み | ②改善の見込みあり | ③改善の見込みなし | 交付停止 |
| | | | | | |
| △と評価した協定数 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| ×と評価した協定数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

○県所見

集落の将来像を実現するために位置付けていた「茶工場の運営継続化」という目標が困難になってしまったため、「共同取組活動として、水路の定期点検、除草、泥上げ、簡易補修等の維持管理を実施する」という新たな目標を設定し、それに基づいた適切な活動を行っているため、最終評価の「改善済み」は妥当だと考えられる。

1について委員会からご意見をお願いします。

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

| 中間年評価における 市町村の評価結果 | 最終評価における改善状況（市町回答） | | | | | |
|-----------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------------|------------------|---|
| | ①改善済み | ②改善の見込みあり | ③改善の見込みなし | | | |
| | | | | 交付停止 (予定を含む) | 交付金返還 (予定を含む) | |
| (1)耕作放棄の防止等の活動 | | | | | | |
| △及び×と評価した協定数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)水路・農道等の管理 | | | | | | |
| △及び×と評価した協定数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3)多面的機能を増進する活動 | | | | | | |
| △及び×と評価した協定数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※本県では、中間年評価の「農業生産活動等として取り組むべき事項」について、△及び×と評価した協定がないため、最終評価書の対象となる協定なし。

3. 集落戦略の作成状況

★(1) 集落戦略の作成状況

(参考)

中間年評価での「集落戦略の作成」に対する市町による評価

| 評価項目 | 市町による評価結果（協定数） | | | |
|-----------------------|----------------|---|---|---|
| | ◎ | ○ | △ | × |
| ウ 集落戦略の作成 | | | | |
| a 集落戦略の作成見込み | | 2 | 1 | |
| b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況 | | 3 | | |

- ◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）
- ：最終年までに作成が見込まれる
- △：最終年までの作成に不安がある
- ×：最終年までの作成見込みが立っていない

中間年評価時点での市町村による集落への指導助言の内容（市町回答）

| | 評価項目 | 評価 | 指導・助言の内容 |
|----|-----------------|----|--|
| 回答 | 集落戦略の作成状況・作成見込み | △ | 集落戦略の作成に向けた準備も積極的に行っており、活動への意欲は非常に高いが、茶工場の運営が終了し、活動の継続に不安を抱えているため、集落戦略作成の支援を行っていく。 |



最終評価は次ページ

| 中間年評価における市町村の評価結果 | | 最終評価における改善状況（市町回答） | | | | |
|-------------------|---|--------------------|-----------|-----------|-----------------|------------------|
| | | ①改善済み | ②改善の見込みあり | ③改善の見込みなし | | |
| | | | | | 交付停止 （予定を含む） | 交付金返還 （予定を含む） |
| △と評価した協定数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| ×と評価した協定数 | 0 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

○県所見

中間年評価において、△「最終年までの作成に不安がある」と評価していた集落協定に対して、茶工場の運営継続化の代わりに、水路の定期点検、除草、泥上げ、簡易補修等の維持管理を共同活動として協定書に位置付けることにより、事業継続が可能である旨を町から説明したことや、集落戦略作成の流れの再確認を町が行ったことにより、集落の抱えていた不安が軽減されたと考えられる。そのため、最終評価の「改善の見込みあり」は妥当だと考えられる。

3（1）について委員会からご意見をお願いします。

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

| 中間年評価における 市町村の評価結果 | | 最終評価における改善状況（市町回答） | | | | |
|-----------------------|---|--------------------|---------------|-----------|-----------------|------------------|
| | | ①改善済み | ②改善の見込み あり | ③改善の見込みなし | 交付停止 (予定を含む) | 交付金返還 (予定を含む) |
| | | | | | — | — |
| △及び×と評価した協定数 | 0 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 0 | — | — | — | — | — |

※本県では、中間年評価の「集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況」について、△及び×と評価した協定がないため、最終評価書の対象となる協定なし。

★4. 加算措置の目標の達成状況

(参考)

中間年評価での「加算措置の目標の達成状況」に対する市町による評価

| 評価項目 | 市町による評価結果（協定数） | | | |
|-----------------------------|----------------|---|---|---|
| | ◎ | ○ | △ | × |
| Ⅰ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み | | | | |
| a 棚田地域振興活動加算 | | | | |
| b 超急傾斜農地保全管理加算 | | | 1 | |
| c 集落協定広域化加算 | | | | |
| d 集落機能強化加算 | | 1 | | |
| e 生産性向上加算 | | 1 | | |

- ◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み）
- ：最終年までに目標達成が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
- ×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

b 超急傾斜農地保全管理加算の県内事例（R5年度から県内の取組無し）

【超急傾斜農地の保全】イノシシの掘り起こし等による法面の崩落が多発しているため、集落で鳥獣防護柵を設置し、法面を保全していく。

【農産物の販売促進等】茶工場の運営を継続していく。また、加工量が現状から大きく下がらないよう、令和6年度までに集落戦略を立てる等の取組を実施していく。

d 集落機能強化加算の県内事例

人材確保と共同で支え合う体制づくりのために令和6年度までに延べ150人以上のボランティアを受け入れる。

e 生産性向上加算の県内事例

収益が高い酒米を無農薬無化学肥料栽培で行い、販売できる酒米が反収5俵以上になるよう収量増加を目指す。

中間年評価時点での市町村による集落への指導助言の内容（市町回答）

| | 評価項目 | 評価 | 指導・助言の内容 |
|----|--------------|----|--|
| 回答 | 超急傾斜農地保全管理加算 | △ | 農産物の販売促進として取り組んでいた、茶工場の運営が終了してしまったため、改めて今後の運営について話し合いを行う必要がある。 |



| 中間年評価における市町村の評価結果 | 最終評価における改善状況（市町回答） | | | | | |
|-------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------------|------------------|---|
| | ①改善済み | ②改善の見込みあり | ③改善の見込みなし | 交付停止 (予定を含む) | 交付金返還 (予定を含む) | |
| | | | | | | |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | | | | | | |
| △と評価した協定数 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| ×と評価した協定数 | 0 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |

○県所見

中間年評価で△と評価した集落協定において、茶工場の運営が終了したことにより、超急傾斜農地保全管理加算の取組を終了せざるを得ない状況となってしまった。令和4年度から当該加算分の補助金を交付停止とし、令和5年度に集落協定書の変更を行った。

当加算については「改善の見込みなし」という評価ではあるが、加算が無くても集落の活動継続には影響しないと考えられる。

4について委員会からご意見をお願いします。

★Ⅳ アンケート調査結果

※回答数：5（市町） 以下同じ。

Ⅳ全体について後ほど委員会からご意見をお願いします。

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。

現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

| 項目 | 順位 | ①現在（市町数） | | | | | ②10年後（市町数） | | | | |
|----------------------------------|----|----------|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ア 農業の担い手を確保するための支援 | | 4 | | | 1 | | 4 | | | | |
| イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援 | | | 3 | 1 | | | 1 | 3 | | | |
| ウ サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援 | | | | | | | | 1 | | | |
| エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援 | | | | 1 | | | | | | | |
| オ 農業基盤整備への支援 | | | | | 1 | | | | | 1 | |
| カ 畑地転換への支援 | | | | | | | | | | | |
| キ 鳥獣害対策に対する支援 | | | 1 | | | 2 | | 1 | | | 1 |
| ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援 | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | |

| 項目 | 順位 | ①現在（市町数） | | | | | ②10年後（市町数） | | | | |
|---|----|----------|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援 | | | | | | | | | | | |
| コ スマート農業実用化への支援 | | | | | | | | | | | 1 |
| サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援 | | | | 1 | | | | | 1 | | |
| シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援 | 1 | | | | 2 | | | | 1 | 1 | |
| ス 地域外からの定住者等を確保するための支援 | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | 1 |
| セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援 | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援 | | | 1 | 1 | | | | | 2 | | |
| タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援 | | | | | | | | | | | |
| チ 集落協定の広域化や統合に対する支援 | | | | | | | | | | | |

○結果

4市町が「ア 農業の担い手を確保するための支援」を1位に選択しており、次いで、3～4市町が「イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援」を1位及び2位で選択していた。これらの項目は現在だけでなく、10年後も重要な対策だと市町が考えていることが読み取れる。

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①－1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか（傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答）

| | 市町村数 |
|--|------|
| ア 耕地条件が悪く 、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい | 1 |
| イ 耕作条件が悪くとも 、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい | 3 |
| ウ 中山間地域の中でも 耕作条件の良い 農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい | 1 |
| エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい | |

○結果

「耕作条件が悪くとも本制度により農地を守っていききたい（項目ア、イ）」という回答が4市町あり、1市町では「耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず本制度により守っていききたい」という回答だった。

②－1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未滿の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何をする必要があると考えているのか

| | 市町数 |
|---|-----|
| ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する | |
| イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する | |
| ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する | 5 |
| エ 小さな協定は無い | |

○結果

全5市町で「ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する」という回答だった。

② - 2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

| 最小の単位 | 現在 (市町数) | 10年後 (市町数) |
|-----------------|-------------|---------------|
| ア 1ha以上、2ha未満 | 3 | 3 |
| イ 2ha以上、5ha未満 | | |
| ウ 5ha以上、10ha未満 | 1 | 1 |
| エ 10ha以上、15ha未満 | | 1 |
| オ 15ha以上 | 1 | |

注: アとウの現在と10年後の値は赤い枠で囲まれ、赤い矢印で「4市町」の差を示している。エとオの現在と10年後の値は青い矢印で「1市町」の差を示している。

【最小の参加農家数】

| 最小の単位 | 現在 (市町数) | 10年後 (市町数) |
|----------|-------------|---------------|
| ア 2戸 | 1 | 1 |
| イ 3～4戸 | 1 | 2 |
| ウ 5～9戸 | 1 | |
| エ 10～14戸 | | |
| オ 15戸以上 | 2 | 2 |

注: アとオの現在と10年後の値は赤い枠で囲まれ、赤い矢印で「2市町」の差を示している。イの現在と10年後の値は青い矢印で「1市町」の差を示している。

○結果

- 協定農地面積について、**4市町**は10年後も現在と同程度の面積が共同活動継続のために最低限必要だと考えている。
- また、参加農家数について、**4市町**は10年後も現在と同程度の戸数が共同活動継続のために必要だと考えている。
- 一方、現在よりも協定農地面積や参加農家数が減っても共同活動を継続できると考えている市町村も**1市町**ずつ存在した。

- ③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか
 (※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

| | 市町数 |
|---|-----|
| ア 協定への事務支援を負担に感じていない | |
| イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい | |
| ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい | 1 |
| エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない | 4 |
| オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない | |

○結果

全5市町でこれまでどおりの協定への事務支援は困難という回答だった。そのうち1市町で事務負担軽減のため外部への事務委託をしたいという回答があったものの、4市町ではこれまでどおりの事務支援は困難であるが、対応策が思いつかないという回答であった。

④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか(複数回答)

| | 市町数 |
|---|-----|
| ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する | |
| イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する | |
| ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する | 2 |
| エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する | 1 |
| オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する | 2 |
| カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する | 1 |
| キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける | 2 |
| ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る | 2 |
| ケ その他（農業の担い手を確保するための支援等を行うことで、中山間地域の活性化を図る。） （今後検討していく。） | 2 |

○結果

集落協定の統合や複数集落協定間の連携を推進すると回答した市町はなかった。ウ～ケで特に偏りは見られず、市町では集落協定と連携できる組織を幅広く検討していると思われる。

★今後の県の取組方針（案）

○全5市町で「これまでどおりの協定への事務支援は困難」という回答があったことから、外部への事務委託について、市町の対応を支援していく。

★次期対策に対する県の要望（案）

○アンケート結果（設問1）より「農業の担い手を確保するための支援」は10年後も重要な支援だということが分かる。そのため、「集落機能強化加算」の取組支援をさらに強化し、担い手の確保を促進できる制度にする必要がある。

○アンケート結果（設問1）より「担い手への農地の集積・集約化のための支援」は10年後も重要な支援だということが分かる。そのため、「集落戦略の作成」に向けた市町の取り組みを支援し、担い手への農地集積等をより一層促進できる制度にする必要がある。

○アンケート結果（設問2③）より、制度自体の事務負担を軽減する必要がある。

IVのアンケート結果を踏まえ「今後の県の取組方針（案）」及び「次期対策に対する県の要望（案）」を作成しましたので、委員会としてご意見をお願いいたします。